

令和5年6月市議会定例会一般質問発言通告書（発言順）

◎ 個人質問

6番 山下 憲 雄

1. 「新体操のまち井原」の実現に向けた本市の取組について

県立井原高校南校地の閉鎖問題については、4月臨時会において、南校地を1年間借りて新体操の練習場とする経費392万円の予算案に対して「県立高校の部活動であるので本市だけで予算計上せず、校地の活用や予算対応について県と改めて協議してほしい。」と附帯決議をつけて可決いたしました。

この新体操の支援についてはメディアが取り上げて、市民の関心が大きく寄せられ、学校スポーツ、さらには地域のスポーツ活動に対して行政がどのようなかわりを持つべきか多くの問題提起をしています。

井原高校は「新体操のまち井原」にふさわしい実績を残しています。

本市が「新体操のまち井原」を実現するためには、関係者一人ひとりが新体操の明るい未来図を描き、ベクトルを合わす必要があります。行政に何ができるか、何をしなければならないのか、以下5点について伺います。

①本市が描く明るい「新体操のまち井原」の未来図について

②練習場の代替地確保計画の進捗状況について

③新体操の普及、振興施策について

④誰もが楽しめる地域スポーツの環境づくりについて

⑤スポーツ施設の拡充、整備の計画について

1. 児童・生徒が悩みを相談できる仕組みづくりについて

令和4年6月定例会の個人質問では、学校内での指導上のトラブルを未然に防ぐため、ガイドラインの見直しと、他市の取組を参考に問題を把握する仕組みづくりの提案を行いました。この取組は児童・生徒の人権を守るために非常に重要な役割を果たすと考えられます。

岡山県教育委員会をはじめ他市では、いじめなどの対策としてタブレット上のアプリを活用し、児童・生徒が報告や相談を行える仕組みを提供しています。

具体的には、このタブレット上のアプリは、児童・生徒が匿名で問題や悩みを報告したり相談できる場を提供するもので、児童・生徒が身近な問題や悩みを抱えた際に、素早くサポートを受けることができるため、早期の解決や問題の拡大防止につながり、学校内の指導上のトラブルやいじめといった人権侵害の早期発見と適切な対応が可能になると考えられます。

そこで本市の令和5年度からの取組について、以下の2件を伺います。

①令和4年3月に策定した「信頼される学校づくりのためのガイドライン」の見直しや周知の取組について

②学校内でのトラブルを含め、児童・生徒の様々な悩みを聞く仕組みとして、タブレットを活用した報告・相談アプリの導入を検討してはどうか

1. 小・中学校の長期欠席・不登校対策について

長期欠席・不登校については、本市においても大きな課題となっている。本人の「不安」や「無気力」、友人との関係、家庭に係る状況など、その要因は複雑になっており、対象の児童生徒への適切な対応が求められている。こうした状況を踏まえ、岡山県教育委員会では「岡山型 長期欠席・不登校対策スタンダード」を実施し、長期欠席・不登校の児童生徒への支援を行っている。

そこで、本市における長期欠席・不登校の現状と対策について、以下の5点

を伺う。

①スクールカウンセラー配置事業について

②スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業について

③心の居場所推進プロジェクトについて

④児童生徒とつながりを切らないためのICTを活用した不登校対策について

⑤登校支援員・別室支援員について

10番 柳井一徳

1. 熱中症対策について

- 1) 熱中症による死亡者数が年々増加して2010年以前に比べ倍増しているそうです。また、救急搬送も毎年統計を5月から9月にとっているそうですが、2015年以降増え続け2018年では95,137人、昨年でも71,029人の搬送だったそうです。そのようなことから環境省では熱中症対策アンケートを各自治体を実施したそうですが、アンケートの内容について伺います。
- 2) 熱中症警戒アラートを環境省が運用しています。この熱中症警戒アラートは環境省が気象庁の猛暑日、酷暑日予測から前日17時および当日朝5時に予測値を発表するものらしいですが、この熱中症警戒アラートとは地震アラートや火事のように警戒音が発せられるのかどんなものなのか、また、どのような経緯で市民に告知されるのか伺います。
- 3) 教育委員会として熱中症対策ガイドラインは作成しているのか、また、各学校園の対策はそのガイドラインを守ってきちんと対応出来ているのか伺います。

1. 心と体を育てる教育の充実について

第7次総合計画の後期基本計画の教育・文化の分野では、「伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり」を基本目標に掲げ、基本施策のひとつとして「心と体を育てる教育の充実」に取り組むこととされています。

このような中で、小・中学校においてはどのようなことに取り組まれるのか、以下の2点について伺います。

1) 心の教育の推進について

2) 健やかな体づくりの推進について

1. 子育て短期支援事業について

子どもを預かる施設の方から、「子どもを一時的に預かってほしいというひとり親家庭の要望が多くなっている。子育てで困っている保護者や子どもをより充実した支援ができる「子育て短期支援事業」を本市でも取り組んでほしい」という相談をいただいた。令和4年6月こども基本法が成立し、令和5年4月施行に伴い「こども家庭庁」が発足した。誰も取り残すことがない子育て支援が求められるなか、本市も「子育て短期支援事業」に取り組むべきだと考える。そこで、次の4点について伺う。

①「子育て短期支援事業」について

②本市のひとり親家庭の数とそのうち児童生徒のいる家庭の数について

③本市の児童生徒のいる生活保護世帯数と住民税非課税世帯数について

④全国と近隣市町の「子育て短期支援事業」の取組状況について

1. 古き時代の栄華に触れる井原デニムで元気なまちの再興事業について

事業実施翌年の新型コロナウイルス感染症の発生により、当初の予定の変更を余儀なくされた状況にあったと思いますが、事業効果について当初の予定と現在の達成状況について次の5点を伺います。

①新町商店街の売上高について

②新町商店街の出店について

③新町商店街の人の流れについて

④新町商店街や井原市の経済波及効果の検証調査について

⑤検証調査から見える今後の課題と予定について

2. 人づくり事業及び「幸せが実感できる井原市」について

令和元年度から「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」がスタートし人材の育成に取り組まれています。

市民で決めた目指す姿「井原“志”民」及び「幸せが実感できる井原市」について次の6点を伺います。

①総合計画に組み入れた経緯について

②人づくり事業で具体的に取り組んでいる事業について

③事業の成果及び検証調査について

④最終的に目指す具体的な数値目標等について

⑤「幸せが実感できる井原市」の指標となる目標値と人づくり事業との関係について

⑥「幸せが実感できる井原市」の具体的な事業について

5番 柳原英子

1. 周産期・小児救急医療学講座について

去年11月に本市と岡山大学で開設した、「周産期・小児救急医療学講座」に令和9年10月までの5年間で1億1,250万円を寄付することとしています。これは、出産できる医療機関のない本市で、妊婦健診を井原市民病院が妊娠32週ぐらいまでを受け持ち、分娩を近隣自治体の医療機関につなぐという事業です。

11月からの利用者は4名にとどまり、4月からの利用者はないとのことでした。

この現状を市としては、どのように考えているか伺います。

- 1) 妊婦健診の利用が少ないのは、ニーズとのずれがあるのだと思います。健診と出産は、同じ先生に診ていただきたいということが、一般的な感情だと思います。健診を重ねることで先生との信頼関係ができ、先生も経過を診ることで安心してお産に臨めるのではないのでしょうか。出産と健診の場所が変わるとするのは、とても不安なことです。もっと妊婦のニーズに合った事業をすべきではないかと思います。

妊婦が何を望んでいるか聞き取り調査をして、事業を再検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

- 2) 妊婦の健康診査と分娩の安全性を保ちながら、医療機関の役割分担について研究を行うとのことですが、研究に5年をかける必要があるのでしょうか。

もっと短期間で事業の継続をするかしないか判断すべきではないのでしょうか。

- 3) 妊婦健診の数に目標値がないと事業の検証はできないと思いますが、だれがどのように事業の検証をするのでしょうか。せめて数値目標くらいは、決めべきだと思いますが、いかがでしょうか。

1. フレイル予防について

フレイルとは高齢者の健康な状態と要介護や寝たきりの間を指し、虚弱状態の高齢者と定義され、加齢により心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態とされています。具体的には3つのフレイルに分けられ、1に「身体的フレイル」は、加齢により体幹筋力やふくらはぎなどの足の筋肉量の減少などにより転倒などの危険性が高まる状況のこととされ、2に「精神的・心理的フレイル」は、定年退職やパートナーとの別れなどによる心理・精神的な衰えと認知機能の低下がみられる状況とされ、3に「社会的フレイル」は、加齢による衰えで社会とのつながりが希薄となり孤独や生きる意欲が低下する状態とされています。

本市の65歳以上の高齢者人口は14,200人を超える状況の中で、フレイル予防は健康寿命の延伸や介護予防につながる喫緊の課題と考えますが、現状での本市のフレイル予防についての認識と対応、今後の予防策について伺います。

2. 個別避難計画作成の現状について

2021年に災害対策基本法が改正され、市町村に個別避難計画を作成する努力義務が課せられました。本市では2018年7月豪雨での災害や倉敷市真備町での犠牲者51人中45人が65歳以上の高齢者ということもあり、本市としても喫緊の課題として、対象者となる高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿の作成に取り組み、現状で3,000人を超える方の名簿の作成がされている状況のようです。また、要支援者への情報公開の同意確認も1,631人と聞きますが、実際に個別避難計画を作成しているのは約500人の状況のようであり、また、地区により大きな差があるように聞きます。そこで、個別避難計画作成が進まない要因と今後、個別避難計画作成の推進に行政はどのようにかかわるのか伺います。